

# 第 31 回全国健康福祉祭とやま大会

## 参加にあたって

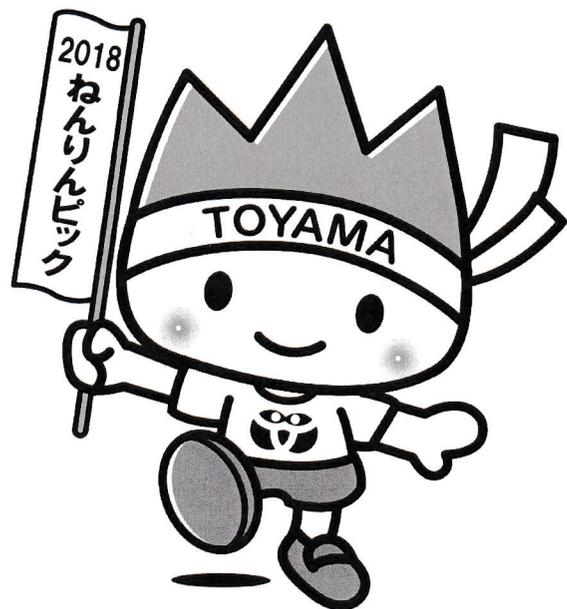
1 大会参加にあたって、事前に伝えていただきたいこと【重要】

2 スケジュール等

○大会期間 ○集合・解散方法について

3 参加費用の負担

4 参考(会場一覧)



## 1 大会参加にあたって、事前に伝えていただきたいこと【重要】

### ○ 参加には、選手負担金がかかります。

- ・ 富山大会は、参加費用として、1人あたり7万円程度見込まれます。
- ・ 大会申込み後、キャンセルした場合、キャンセル料がかかる場合があります。
- ・ 今後決定する移動手段、ユニフォーム、また希望する宿泊ランク等によって前後します。
- ・ 大会規定に定める監督・選手以外の者（家族の応援など）が選手団に同行する場合は、費用は全て自己負担となります。

### ○ 大会の交通・宿泊については、原則、個人での手配等を認めません。

#### （交通）

大会の行き・帰りは、選手団全員で行動するため、原則、自由行動できません。  
（大会期間中は、原則、種目ごとに行動していただきます。）

#### （宿泊）

宿泊先は、種目ごと（男女別）に、相部屋になることがあります。

## 2 スケジュール等

### ○ 大会期間

11月3日～6日まで

横浜市選手団は、大会開催前の11月2日から富山へ向かいます。【重要】

### ○ 集合・解散方法について

#### (1) 往路

大会前日の11月2日に集合・出発です。

#### (2) 復路

試合日数に応じて、帰る日を考慮する予定です。詳細は別途お知らせします。

	帰る日程
2日間または3日間試合がある種目 (ダンス・太極拳・ウォークラリー・ 剣道以外)	11月6日(火)
1日で試合が終わる種目 (ダンス・太極拳・ウォークラリー)	試合終了日の翌日の11月5日(月) または、6日(火)のどちらかを選択
剣道	試合終了日が11月5日(月)の午前中と なります。5日(月)の午後、または、6 日(火)のどちらかを選択

6月上旬	第31回全国健康福祉祭富山大会参加申し込み締め切り
7月上旬	ユニフォームサイズ調査
10月下旬	結団式・選手説明会
11月2日(金)	富山県へ移動
11月3日(土)	総合開会式
11月4日(日)	各種交流大会(1日目)
11月5日(月)	各種交流大会(2日目)
11月6日(火)	総合閉会式 横浜へ帰市・解散 ※1

※1 ソフトボールのみ、試合結果によっては交流大会3日目があります。

### 3 参加費用の負担

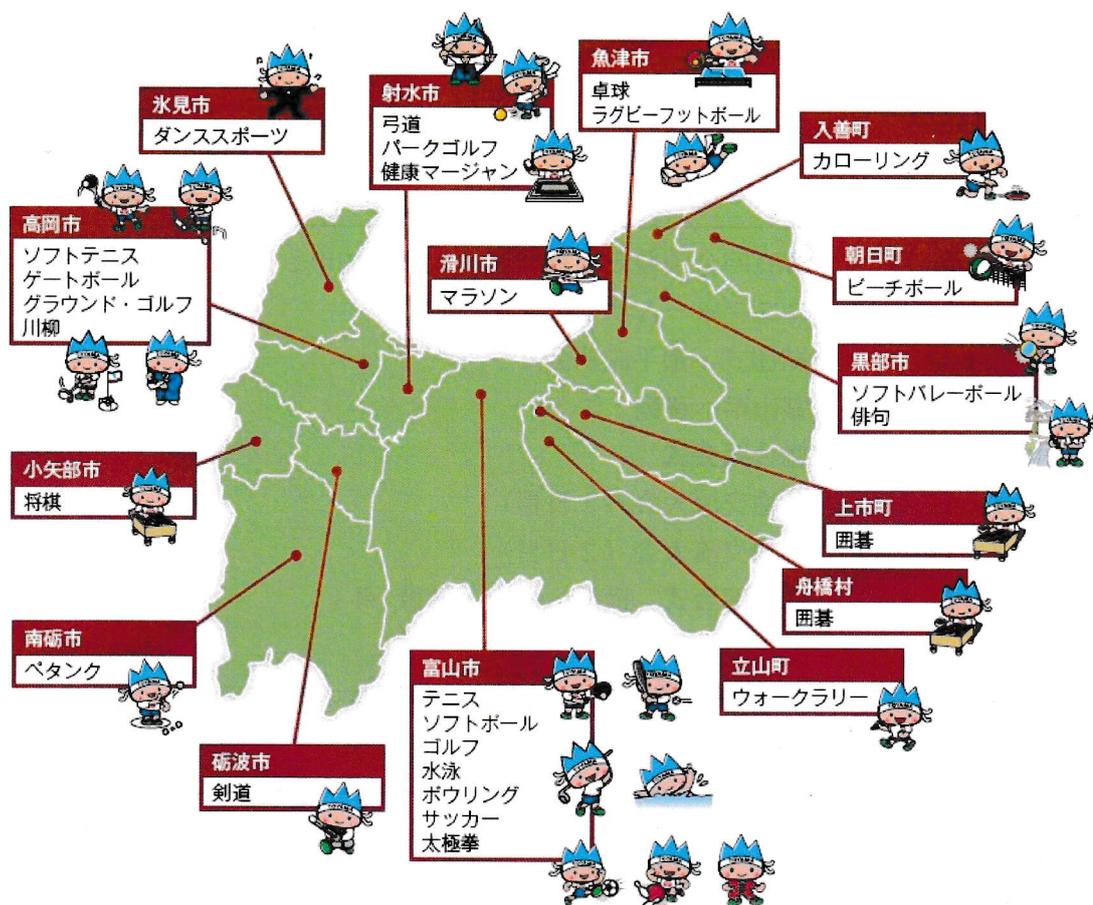
○監督及び選手、または同行者の負担割合は、以下の表のとおりとします。

○個人の判断で指定宿泊施設以外へ宿泊を希望する場合や本市指定の交通機関を利用しない場合は、全額個人負担となります。

(表)

項目	本市負担	監督及び選手負担	同行者負担 (家族など)
交通費 ＜考え方＞ 集合場所～開催県内での宿泊場所、大会会場～解散場所のみとする。 そのほかは本人負担です。	1/2	1/2	費用は全て自己負担です。
宿泊代	1/3	2/3	
ユニフォーム	—	全額	
弁当代	—	全額	
手荷物輸送代	—	全額	
記念乗車証	全額	—	
旅行損害保険	全額	—	

### 4 参考(会場一覧)



# 横浜市全国健康福祉祭参加事業実施要綱

制定 平成 28 年 12 月 8 日 健高健第 914 号（局長決裁）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、全国健康福祉祭（以下「大会」という。）の実行委員会等が作成する大会実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び大会開催要領等に基づき、横浜市（以下「本市」という。）から選手等を参加させる事業について、必要な事項を定めるものとする。

## （実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は、本市とする。ただし、事業の一部を委託することができるものとする。

## （定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### （1）選手

本市指定の各協会、連盟等が開催する競技大会を大会の選手選考会とし、この選考会の中から各協会、連盟等が推薦する者でかつ第 5 条に定める要件をすべて満たしている者をいう。

### （2）監督

本市指定の各協会、連盟等が推薦する者をいう。

### （3）同行者

監督及び選手以外の関係者をいう。

### （4）参加者

本市から大会に参加するすべての者（選手、監督及び同行者等）をいう。

## （大会参加期間及び派遣期間）

第 4 条 大会の参加期間は、主催者である厚生労働省・開催県・一般財団法人長寿社会開発センターの指定する期間とする。ただし、参加者の派遣期間については、開催地への移動を考慮し、本市で決定するものとする。

## （参加資格・参加制限）

第 5 条 本市から派遣する選手は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

（1）実施要綱等による参加資格を満たしている者

（2）第 7 条に定める選考により推薦された者

（3）原則として、横浜市在住の市民であること

（4）原則として、前年度の大会に選手として参加した者は、同一種目への参加は認めないこととする。

## （参加種目等）

第 6 条 選手等を派遣する出場種目及び参加人員・チーム編成等は、実施要綱の開催県が定める、参加要請者数の種目及び人員の範囲内とする。ただし、出場種目については、本市が指定する別表 1 に定めるものとする。

(選手の選考等)

第7条 本市指定の各協会・連盟等は、選手選考会を開催し、本市に推薦する選手及び監督を決定するものとする。本市は推薦された者のうち、最終的な選手及び監督を参加種目ごとに決定するものとする。

(大会申込み・交通・宿泊の手配等)

第8条 大会参加に伴う交通機関及び宿泊施設は、原則として本市が指定し、個人での手配等を認めないこととし、本市が決定する団体行動に従うこととする。ただし、やむをえない場合に限っては、本市と協議の上、対応することとする。

2 参加申込み後、個人の都合により、キャンセルが生じた場合には、大会規定の取消料及び本事業にかかる本市と委託業者との契約に規定された取消料等を個人が負担することとする。

3 キャンセルが生じた場合、本市は取消料を除いて参加費用の全部又は一部を精算し、差額分を参加者へ返還することとする。

(参加費用の負担)

第9条 監督及び選手の参加費用の負担割合は、別表2に定めるものとする。

2 同行者の参加費用は、全額個人負担とする。

3 第8条の規定に関わらず、個人の判断で指定宿泊施設以外へ宿泊を希望する場合や本市指定の交通機関を利用しない場合の監督及び選手の宿泊代及び交通費は、全額個人負担とする。

(総合開会式の参加)

第10条 総合開会式は、原則、参加者全員が参加するものとする。

2 総合開会式参加に当たり、本市が指定するユニフォームを着用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

別表1（第6条関係）

出場種目（計19種目）
<p>【健康関連イベント】</p> <p>&lt;スポーツ交流大会&gt;（8種目）</p> <p>(1) 卓球</p> <p>(2) テニス</p> <p>(3) ソフトテニス</p> <p>(4) ソフトボール</p> <p>(5) ゲートボール</p> <p>(6) ペタンク</p> <p>(7) 弓道</p> <p>(8) 剣道</p>
<p>&lt;ふれあいスポーツ交流大会&gt;（8種目）</p> <p>(1) グラウンド・ゴルフ</p> <p>(2) なぎなた</p> <p>(3) 太極拳</p> <p>(4) ウォークラリー</p> <p>(5) ソフトバレーボール</p> <p>(6) サッカー</p> <p>(7) ダンススポーツ</p> <p>(8) ターゲットバードゴルフ</p>
<p>【福祉・生きがい関連イベント】</p> <p>&lt;文化交流大会&gt;（3種目）</p> <p>(1) 囲碁</p> <p>(2) 将棋</p> <p>(3) 健康マージャン</p>

備考 別表1（第6条関係）以外の種目への参加については、健康福祉局長との協議により定めるものとする。

別表2（第9条関係）

項目	本市負担	監督及び選手負担
交通費	1/2	1/2
宿泊代	1/3	2/3
ユニフォーム	—	全額
弁当代	—	全額
手荷物輸送代	—	全額
記念乗車証	全額	—
旅行損害保険	全額	—

備考 交通費については、集合場所から開催県内での宿泊場所、大会会場から解散場所のみとする。

2 別表2（第9条関係）以外の経費については自己負担とする。